

令和4年3月14日

学 生 各 位

宮崎大学副学長
(教育・学生担当)
新地 辰朗

学生アパート等への訪問販売 について (注意喚起)

最近、アパート管理会社や電力会社の子会社等を装い、一人暮らしの学生アパート等を訪問して電力会社の乗り換えを強引に勧める等、訪問販売を巡るトラブルが発生しています。

電力会社の乗り換え以外にも物品の販売や住居設備のメンテナンス契約を勧めるケースもあります。アパート等に訪問販売の業者が来た場合は、以下の点に注意し、慎重に対応してください。

- ①その場ですぐに契約しない。(2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、親の同意がなくても自分で契約ができるようになりますが、「未成年者取消権」は行使できなくなります。つまり契約に対して自分自身が責任を負うこととなります。)
- ②安易にアンケートやチェックシートに答えたり、個人情報を提供したりしない。
- ③アパートの管理人や管理会社等に報告のうえ、許可を取ったうえで訪問販売をしている業者かどうか確認する。
- ④保護者等と十分相談する。

強引な勧誘等で困っている場合は、直ちに学生生活支援課 (学生なんでも相談室) や消費生活センターに相談してください。

学生生活支援課 (学生なんでも相談室)	5 8 - 7 9 3 5
宮崎県消費生活センター	2 5 - 0 9 9 9
宮崎市消費生活センター	2 1 - 1 7 5 5